

憲法記念日を迎えての会長談話

- 1 憲法記念日は、「国民の祝日に関する法律」の制定当初に定められた計9日の国民の祝日の1つです。この日は、「日本国憲法の施行を記念し、国の成長を期する」日とされています。

この歴史ある憲法記念日を迎え、日本国憲法の存在意義やその理念について、一法曹として、改めて思いを致すところです。

- 2 現在においても、障がい者、高齢者、子ども、女性、外国人、LGBTQなどの社会的少数者は、彼らの事情を考慮していない社会制度の不備などから、社会的多数者が被ることのない損失や被害を受けております。

また、最近では、SNSを通じた名誉毀損など新たな権利の侵害行為態様が生まれております。

千葉県弁護士会では、人権擁護委員会、刑事弁護センター、犯罪被害に関する委員会、高齢者・障がい者支援センター、子どもの権利委員会、両性の平等に関する委員会、市民サービス委員会など様々な委員会を設けております。各委員会は、弁護士及び弁護士法人の使命である基本的人権の擁護、社会正義の実現を成就すべく、各種の専門法律相談事業の実施や、個別の専門性を高めるための研修会の実施など、積極的に活動しております。

憲法記念日を迎え、人間が生まれながらにして有する権利を尊重するという「基本的人権の尊重」の日本国憲法の基本原理を尊重し、弁護士会として、より一層の市民の方々の権利擁護を含む生活に関わる悩みの解決の一助となる努力を続けて参ります。

- 3 近時、パレスチナ問題、ロシアのウクライナ侵攻など、世界情勢は混乱しつつあります。

千葉県弁護士会として、戦争を放棄し、世界平和を願う平和主義という日本国憲法の基本原理から、世界の平和のための活動を続ける必要があると考えております。

- 4 最後に、千葉県弁護士会は、弁護士自治が認められた弁護士法のもと、基本的人権の擁護、社会正義の実現に向けた活動を行う責任があります。

各地方自治体との協力関係を構築し、人権擁護が図られる活動を行います。一方で、公権力と対峙することを厭わず、日本国憲法の理念に基づき、法律・条令の制定や改正、制度運用の変更などを求めて参ります。

千葉県弁護士会は、基本的人権の擁護、社会正義の実現に向けた活動を継続して行い、千葉県、ひいては日本全体の「成長を期する」一助となるよう、誠心誠意努める所存です。

2024年（令和6年）5月7日

千葉県弁護士会 会長 島田 直樹